

■船舶登録ガイドラインの記載項目

①	目的および射程
②	船舶登録を行うことができる者に関する旗国の法制、ガバナンスおよびコントロール
③	船舶登録の手続きと質の保証
④	所有権および船舶特定に関するデュエリジェンス
⑤	船舶登録中の情報ソースとツール
⑥	協力と情報共有
⑦	IMO 諸条約などの実効的履行